

内部統制システムの基本方針について

公益財団法人放射線影響協会
制定 平成 24 年 6 月 11 日
改正 平成 26 年 6 月 9 日

当協会は、平成 24 年 6 月 11 日開催の理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当協会の基本方針を以下の通り決定した。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 協会は、社会からの信頼を得るための基本方針として、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、業務に誠実かつ公正に取り組む。
- (2) 協会の全ての役職員が、法令及び定款を遵守し倫理観を持って事業活動を行う職場風土を構築するため、コンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに円滑に実施するための組織体制及び運営方法を定めることを目的として、コンプライアンスに関する規程を策定する。
- (3) コンプライアンスを円滑に実施するため、「コンプライアンス規程」において、理事長の下に、常務理事を統括責任者、総務部を統括部署、各部・センター長を責任者とする体制を構築する。
- (4) コンプライアンス統括部署は、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を実施する。また、コンプライアンスに関する状況を把握するため、検査を実施する。統括部署及び検査を受けた部署は改善の必要があるときには確実にその措置を講ずる。
- (5) コンプライアンス責任者は、各部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、統括部署とともに法令及び定款の遵守体制の推進に努める。
- (6) 協会内外からのコンプライアンスに関する相談・照会等は、担当窓口を設け対応する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行にかかる情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の取扱手続きに関する規程を策定し、文書の保存方法、保存年限等について定める。
- (2) 理事の職務の執行に係る情報は、理事又は監事等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 文書取扱いの総括箇所及び文書保管部署は、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。
- (4) 理事の職務の執行に係る情報のうち、特に個人情報を含む秘密資料の適切な保管を図るため、各業務に関連して必要な規程等を策定し対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動に伴う各種のリスクについては、リスク管理に関する条文及び主管部署を関連規程に定めて対応する。
- (2) 特に、個人情報については、理事長の下に、常務理事を総統括管理者、総務部長・センター長を統括管理者、統括管理者の指名による秘密資料保管責任者を置く体制を構築し対応する。更に、統括管理者は秘密資料取扱者を指名することにより、日常のリスク管理を実効的なものとする。
また、規程等の遵守状況を把握するため、内部監査を実施するほか、必要に応じ外部機関による監査を受ける。
- (3) 災害、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、事業の重大な障害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を規程等に定め、危機発生時にはこれらに基づき対応する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 常務理事は、理事会で決定した職務に基づき、理事長を補佐して業務を執行する。
- (2) 理事会の意思決定の適正化及び迅速化のため、理事会が業務執行の決定を行う場合は、理事長及び常務理事は、協会内外の関係者等との情報交換や検討・調整等を踏まえ、適確な判断材料を提出する。

5. 監事への報告体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事の求めに応じて、理事及び職員は、事業及び内部統制等の状況等の報告を行う。
- (2) 理事及び職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監事に報告する。

附 則（平成 26 年 6 月 9 日）

この基本方針の改正は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。（平成 26 年 6 月 9 日理事会議決）